

件名	建築基準法第44条第1項第2号に係る許可（道路内の建築制限）について			
申請者	住所	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号		
	氏名	広島市長 松井 一實		
申請敷地	広島市中区富士見町17番			
用途地域	商業地域	防火指定	防火地域	
用途・規模	用途	公衆便所（A棟）	工事種別	新築
	構造	鉄筋コンクリート造		
	階数	地上1階	高さ	3.452m
	敷地面積	— m ²		
	建築面積	9.96 m ²	建ぺい率	— % ≤ 80 %
	延べ面積	9.96 m ²	容積率	— % ≤ 800 %
該当条項	建築基準法第44条第1項第2号			

申請理由

申請に係る計画は、平和大通り（中1区比治山庚午線）内に公衆便所を新築するものである。
この計画建築物は、建築基準法第44条第1項の規定（道路内の建築制限）に抵触するため、同項ただし書の規定による許可を求めるものである。

付近見取図



許可に対する意見

申請に係る計画は、公益上必要な建築物であり、通行上支障がないと認められる。

調査等事項は別紙説明資料による。

許可申請調書

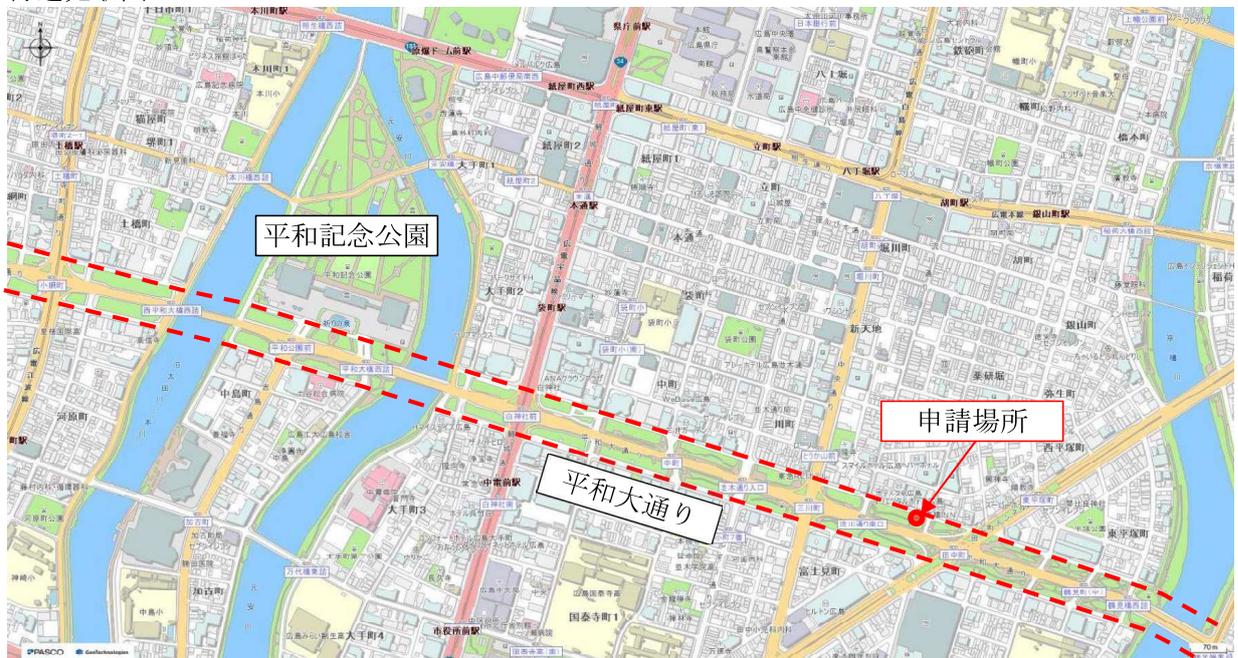
議案第3号

件名	建築基準法第44条第1項第2号に係る許可（道路内の建築制限）について			
申請者	住所	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号		
	氏名	広島市長 松井 一實		
申請敷地	広島市中区富士見町17番			
用途地域	商業地域	防火指定	防火地域	
	用途	公衆便所（B棟）	工事種別	新築
用途・規模	構造	鉄筋コンクリート造		
	階数	地上1階	高さ	3.835m
	敷地面積	— m ²		
	建築面積	14.95 m ²	建ぺい率	— % ≤ 80 %
	延べ面積	14.95 m ²	容積率	— % ≤ 800 %
	該当条項	建築基準法第44条第1項第2号		

申請理由

申請に係る計画は、平和大通り（中1区比治山庚午線）内に公衆便所を新築するものである。
この計画建築物は、建築基準法第44条第1項の規定（道路内の建築制限）に抵触するため、同項ただし書の規定による許可を求めるものである。

付近見取図



許可に対する意見

申請に係る計画は、公益上必要な建築物であり、通行上支障がないと認められる。

調査等事項は別紙説明資料による。

許可申請調書

議案第4号

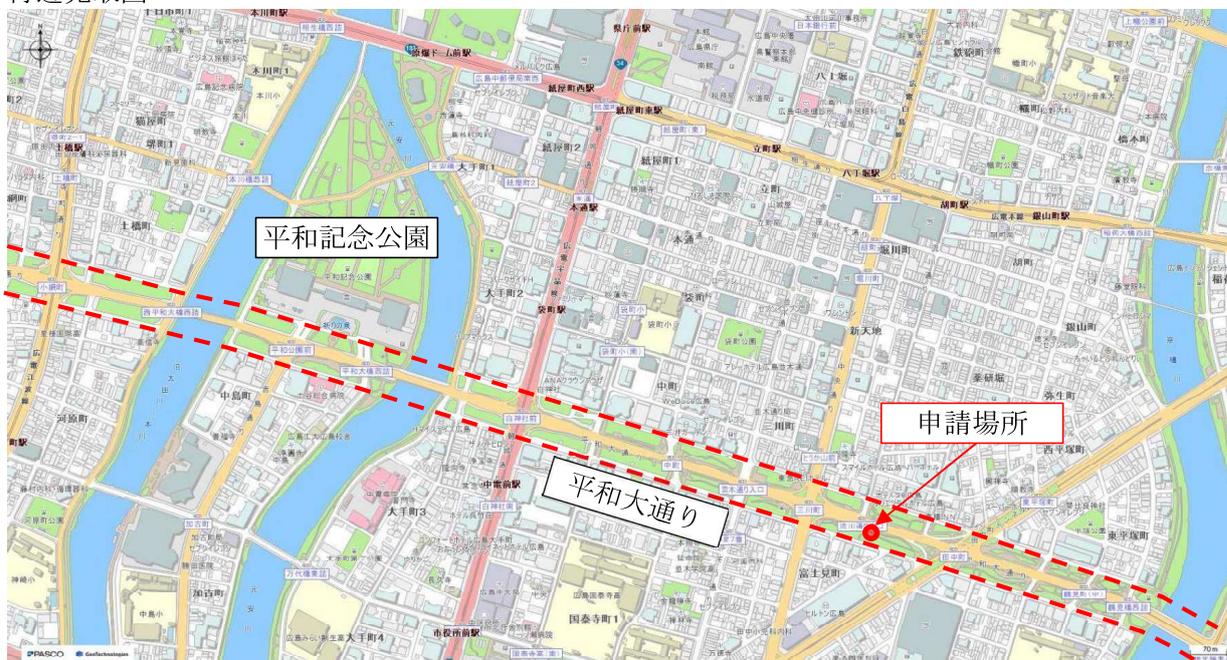
件名	建築基準法第44条第1項第2号に係る許可（道路内の建築制限）について			
申請者	住所	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号		
	氏名	広島市長 松井 一實		
申請敷地	広島市中区富士見町17番			
用途地域	商業地域	防火指定	防火地域	
	用途	休憩所	工事種別	新築
用途・規模	構造	鉄骨造		
	階数	地上1階	高さ	3.367m
	敷地面積	— m ²		
	建築面積	10.89 m ²	建ぺい率	— % ≤ 80 %
	延べ面積	10.89 m ²	容積率	— % ≤ 800 %
	該当条項	建築基準法第44条第1項第2号		

申請理由

申請に係る計画は、平和大通り（中1区比治山庚午線）内に休憩所を新築するものである。

この計画建築物は、建築基準法第44条第1項の規定（道路内の建築制限）に抵触するため、同項ただし書の規定による許可を求めるものである。

付近見取図



許可に対する意見

申請に係る計画は、公益上必要な建築物であり、通行上支障がないと認められる。

調査等事項は別紙説明資料による。

建築基準法第44条第1項第2号に係る許可（道路内の建築制限）について

1 許可申請の概要

広島市では、令和4年3月に策定した「平和大通りの利活用のための基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づき、平和大通りを人々に平和を実感してもらう空間、また、都心の回遊を促す新たなにぎわいを生み出す空間にしていくため、平和大通りの魅力や価値を高める整備及び利活用を進めることとしている。

この度その一環として、建築基準法（以下「法」という。）上の道路である平和大通り（中1区比治山庚午線）内に公衆便所及び休憩所を建築するに当たり、以下のとおり法第44条第1項第2号に係る許可申請があった。

- (1) 申請者 広島市長 松井 一實
- (2) 申請地 広島市中区富士見町17番



[付近見取図]

(3) 建築物の用途及び規模等

ア 議案第2号

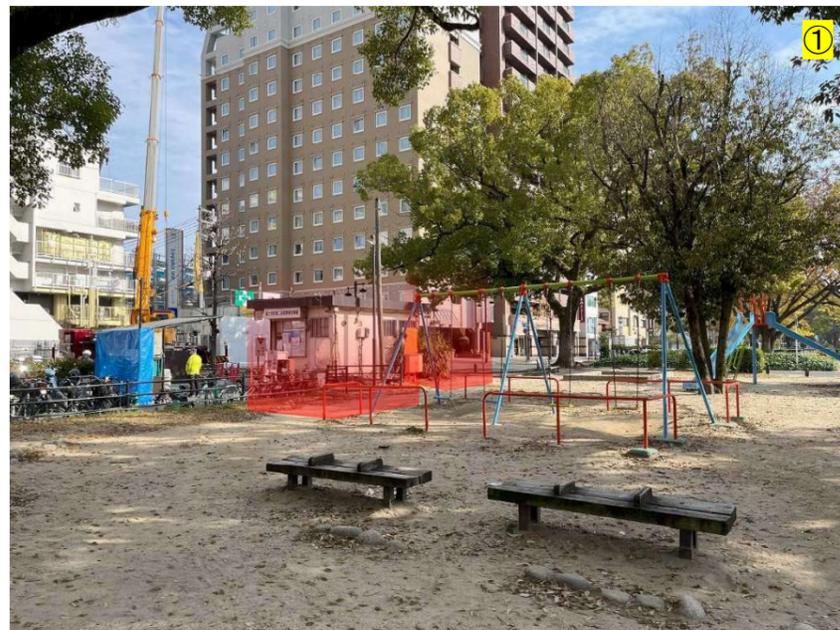
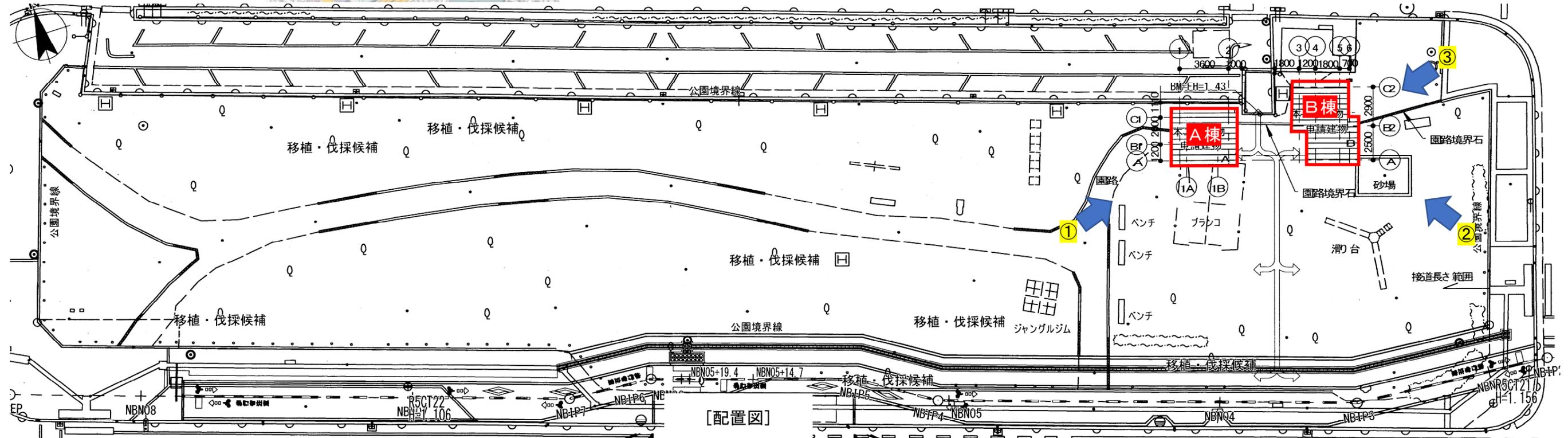
用途：公衆便所（A棟）

延べ面積：9.96㎡

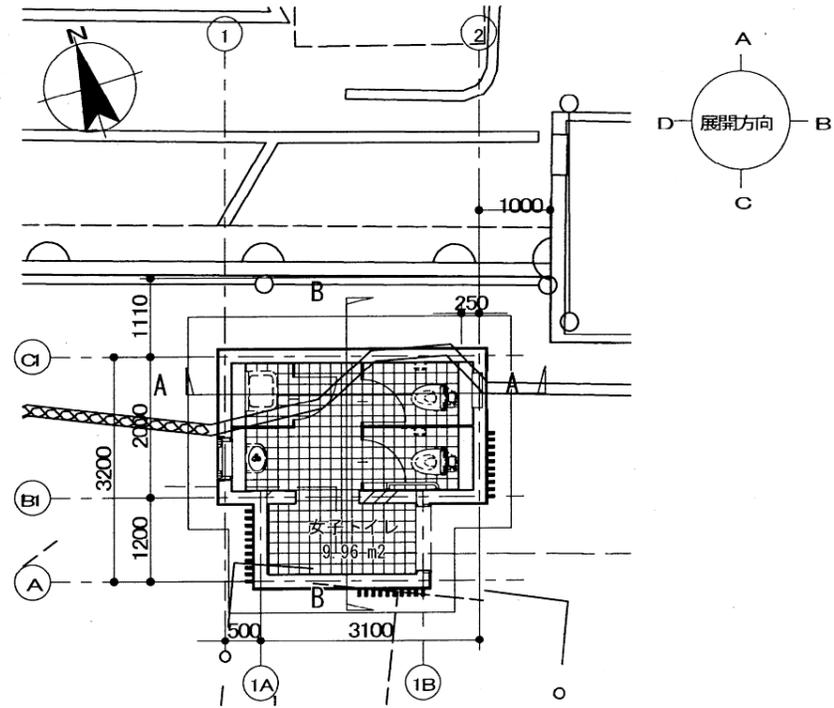
イ 議案第3号

用途：公衆便所（B棟）

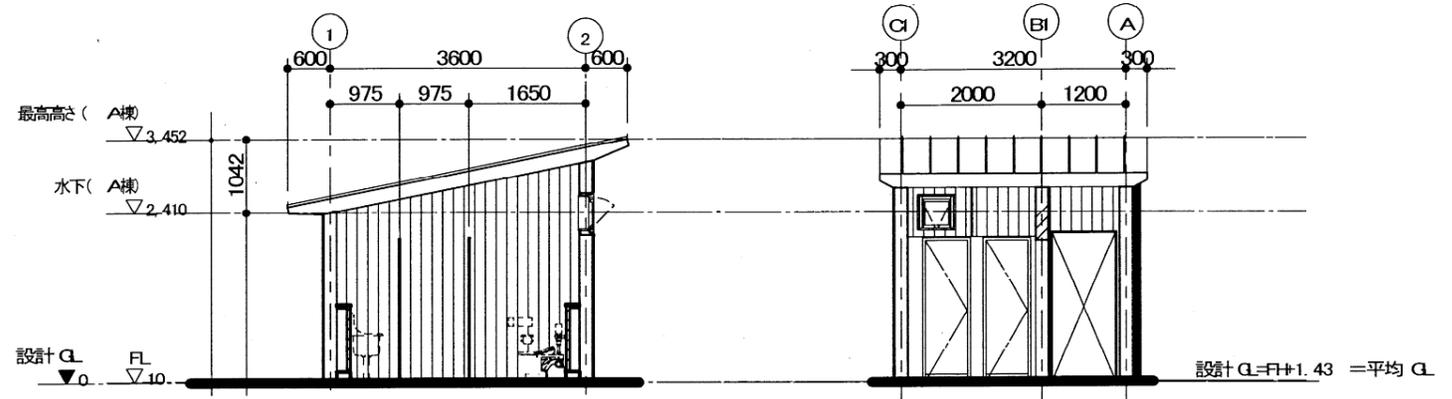
延べ面積：14.95㎡



[現況写真]

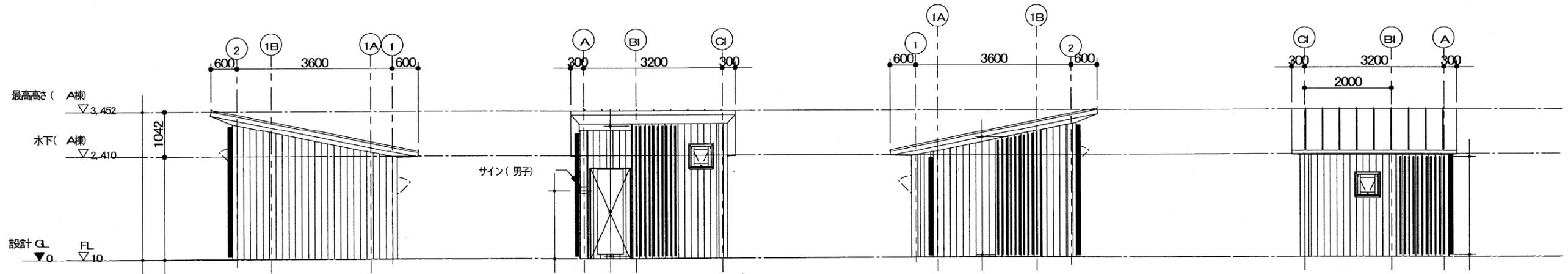


平面図 A1: S=1/50, A3: S=1/100



A-A断面図 A1: S=1/50, A3: S=1/100

B-B断面図 A1: S=1/50, A3: S=1/100



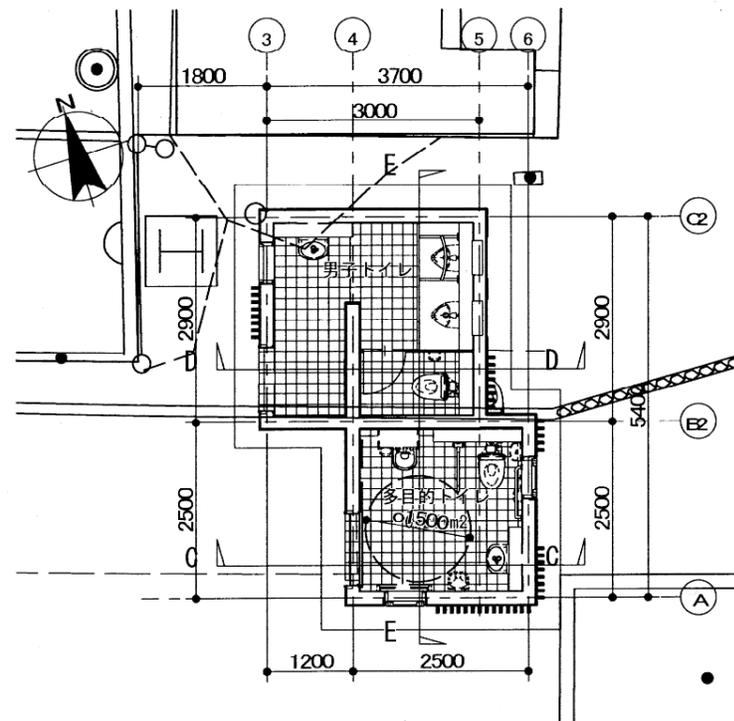
北側立面図 A1: S=1/50, A3: S=1/100

東側立面図 A1: S=1/50, A3: S=1/100

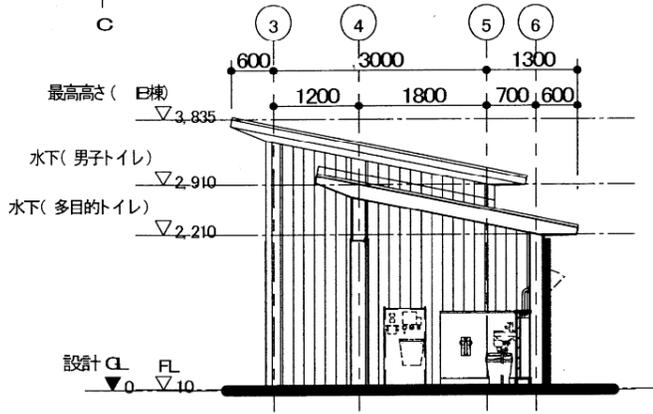
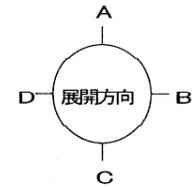
南側立面図 A1: S=1/50, A3: S=1/100

西側立面図 A1: S=1/50, A3: S=1/100

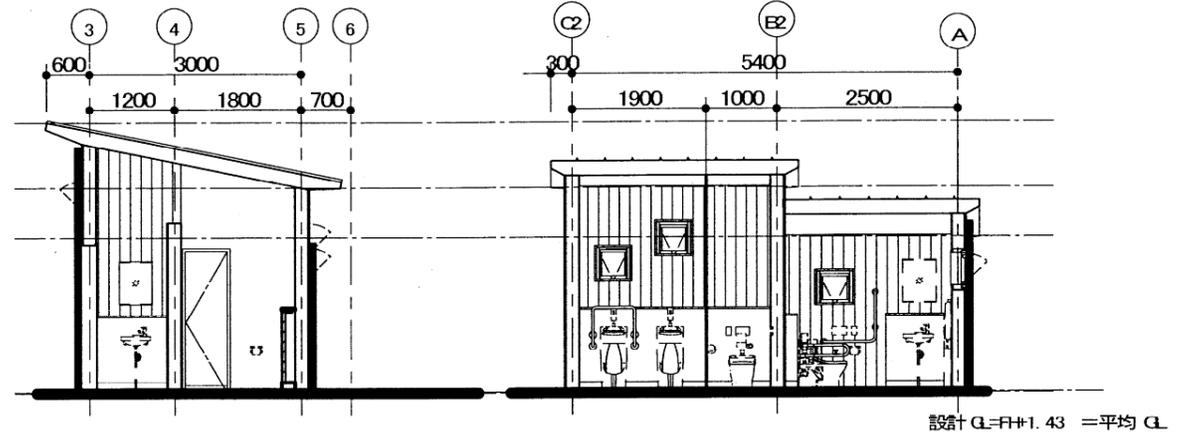
議案第3号 公衆便所B棟図面



平面図 A1: S=1/50、S=1/100

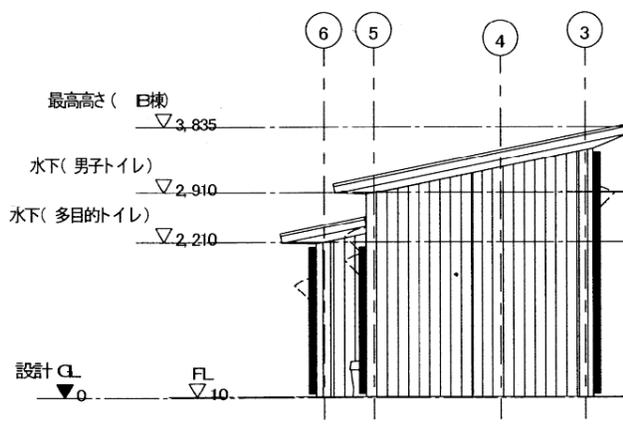


G-C断面図 A1: S=1/50、S=1/100

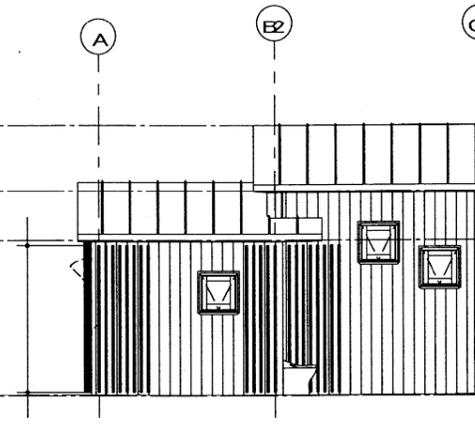


D-D断面図 A1: S=1/50、S=1/100

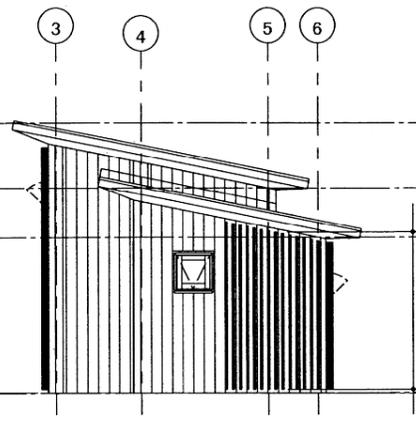
E-E断面図 A1: S=1/50、S=1/100



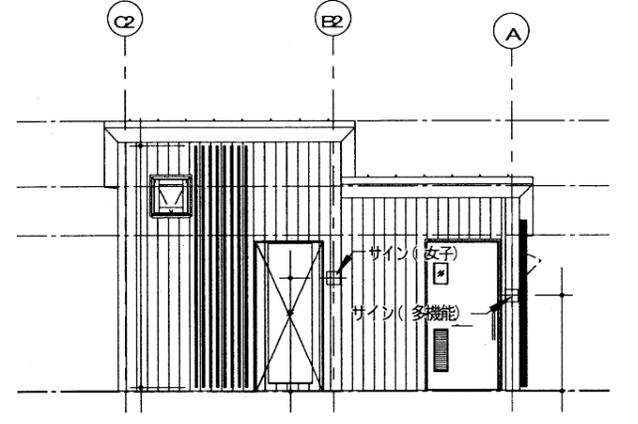
北側立面図 A1: S=1/50、S=1/100



東側立面図 A1: S=1/50、S=1/100



南側立面図 A1: S=1/50、S=1/100

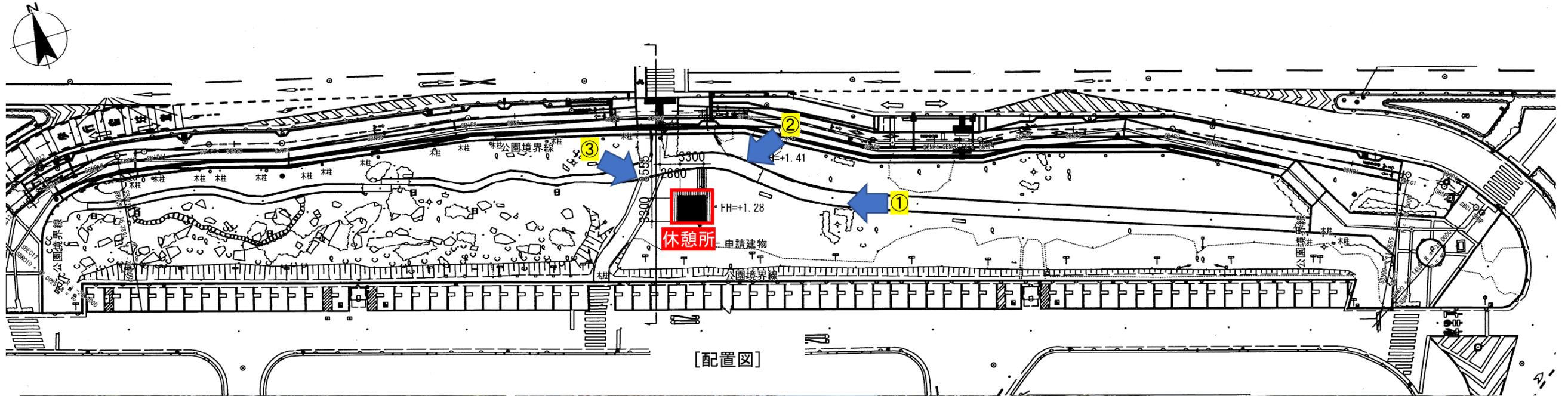


西側立面図 A1: S=1/50、S=1/100

イ 議案第4号

用途：休憩所

延べ面積：10.89㎡

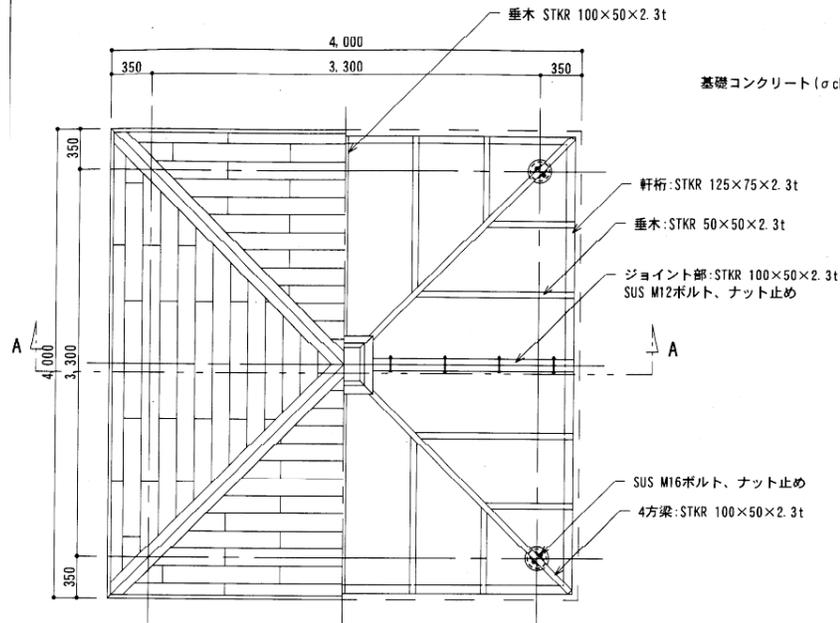


[配置図]

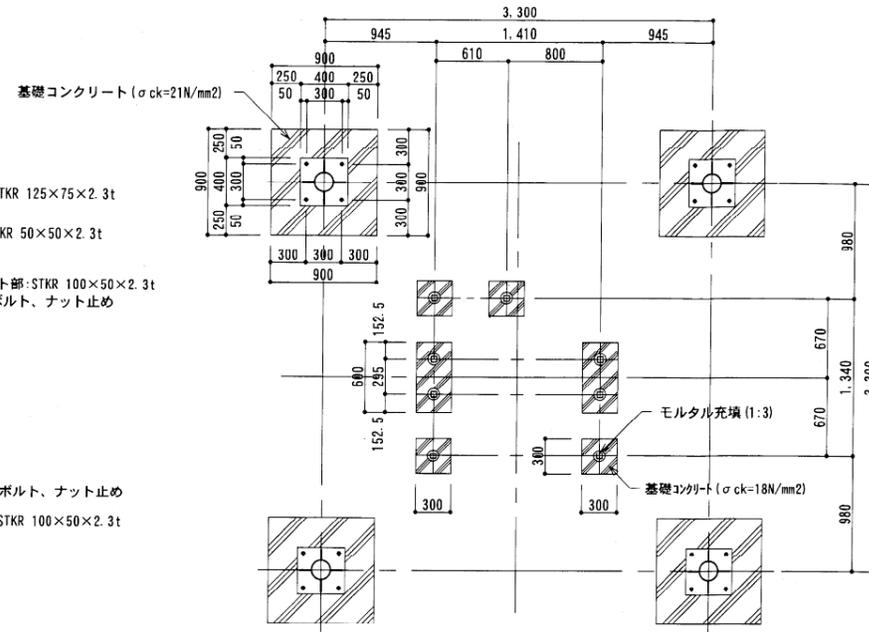


[現況写真]

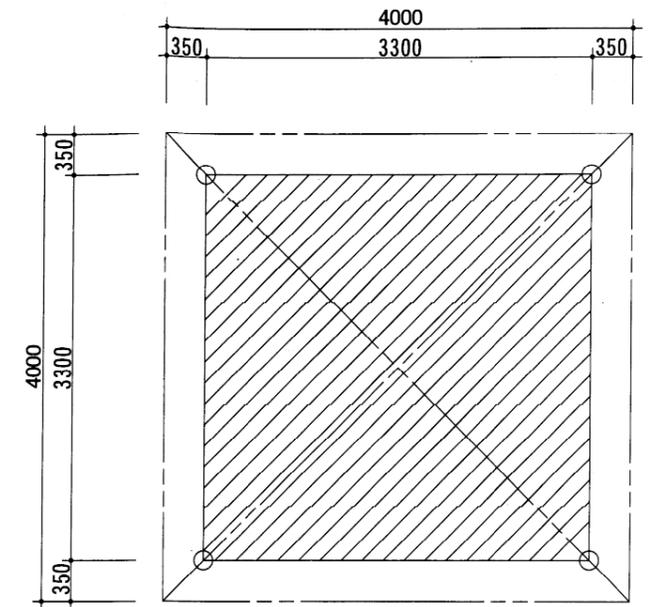
議案第4号 休憩所図面



平面/屋根組図 S=1:30



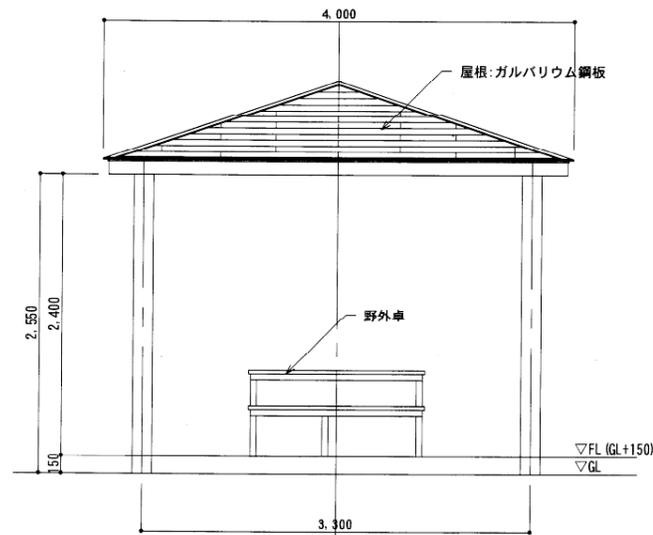
基礎伏図 S=1:30



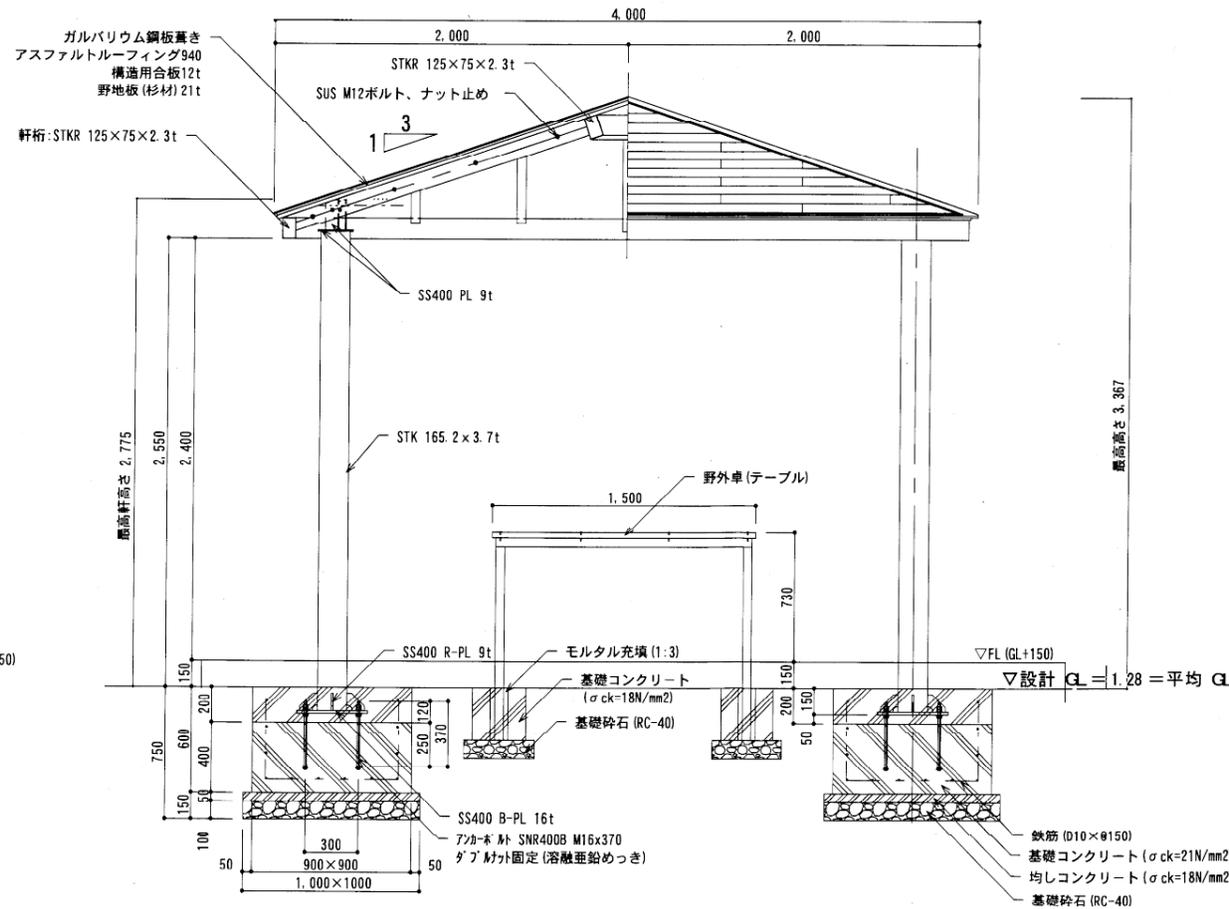
四阿面積算定
 $3.3\text{m} \times 3.3\text{m} = 10.89\text{m}^2$
 建築面積 10.89m²

求積図 S=1/30

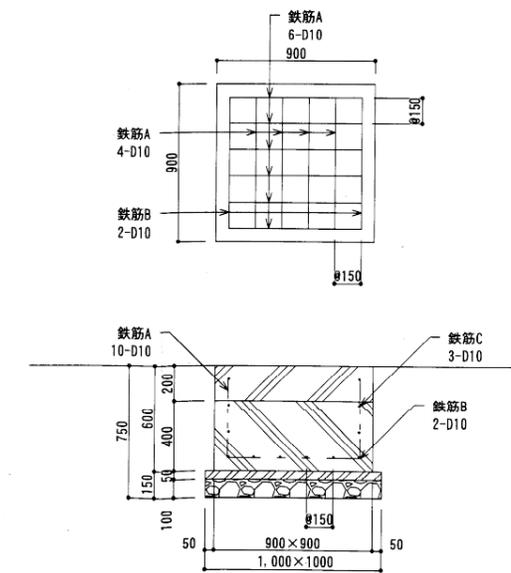
※設計条件
 <基準風速 ~40m/s (相度区分III)、垂直積雪量 ~50cm (×20N/(cm・m²))、地耐力 50kN/m² (長期)>



正面図 S=1:30



A-A断面図 S=1:20



基礎配筋参考図 S=1:20

2 道路内の建築制限への適合について

法第44条第1項において、「建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。」とされている。

ただし、同項第2号の「公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの」に該当する建築物については、この限りでないとしている。

公衆便所は同項第2号に掲げられている用途である。また、「その他これらに類する公益上必要な建築物で通行上支障がないもの」とは、「不特定多数の人に利用される公益性の高いもので通行上支障のない位置に配置されたもの」をいうと考えられる。

3 許可について

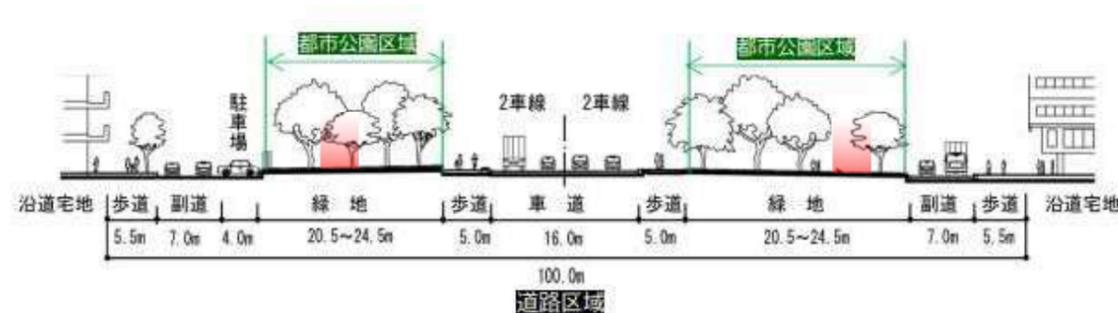
(1) 許可申請施設（公衆便所及び休憩所）の行政計画上の位置付け

基本計画は、「広島市基本構想」、「第6次広島市基本計画」、「広島市都市計画マスタープラン」及び「ひろしま都心活性化プラン」を上位計画とし、これらが掲げている都市像や都市づくりの目標、都心の役割を踏まえて、広島市を代表するシンボリックな通りである平和大通りの魅力や価値を高める整備及び利活用の取組の内容が示されており、本市議会への報告を経て策定されたものである。

この基本計画に基づき、平和大通り沿道の町内会や企業、市民等が参加する「平和大通りの利活用のためのワークショップ」が開催され、具体的な利活用や整備内容等の検討が行われた。この結果を踏まえ、令和5年3月に「平和大通りの利活用のための整備イメージについて」が取りまとめられ、この中で、公衆便所及び休憩所の整備が位置付けられている。

平和大通りは、道路として整備・管理されてきたところ、その道路附属物である並木の存する部分（下図における「緑地」の部分）は、令和6年1月以降その一部が都市公園法に基づく公園としても位置付けられており、この度許可申請がなされた箇所は、令和7年11月に公園としても位置付けられた。

この度の許可申請施設は、この並木の存する部分に公園施設として整備し管理される。



出典：『平和大通りの利活用のための整備イメージについて』（令和5年）P6の図を元に一部加工

(2) 許可要件への適合について

次のとおり許可要件に適合していると考えられる。

ア 公益性について

公衆便所は前述のとおり、法第44条第1項第2号に掲げられている用途である。

休憩所は利用者を限定しない公園施設であり、不特定多数の者が利用する公益性の高いものである。

イ 通行上の支障について

公衆便所及び休憩所は、道路附属物の一つである並木の存する部分に整備されるもので、当該部分は車両や人の通行の用に供さないものと想定されていることから、通行上支障のない位置に配置されたものである。